

千葉県立大多喜高等学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に基づき、千葉県立大多喜高等学校いじめ防止対策委員会(以下、「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止に係る組織を設置し、生徒・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組をとおして、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、校長が指名し、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、道徳教育推進教師、教育相談担当職員、情報担当職員、学年主任、衛生主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)をもって構成し、必要に応じて、生徒会の代表、保護者の代表、警察、学校医に委嘱することができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、次の役割を担う。

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ア いじめの未然防止のための組織づくり
 - イ 道徳教育の充実
 - ウ 早期発見のための措置
 - エ 相談体制の確立
 - オ 児童や保護者向けの啓発資料の作成配布、職員の研修等の実施
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者・機関との連携
- (8) 教育委員会と連携し指導を受ける

- (9) その他いじめの防止に係ること
- (10) それぞれの取組の具体については、別途定める

(会議・運営)

第5条 委員会は、校長が招集し、原則、月1回開催する。ただし状況に応じて適時開催するものとする。

- 2 日常的な業務についての協議は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、教育相談担当職員、情報担当職員、道徳教育推進教師、学年主任、衛生主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)が行う。
- 3 いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当職員、教育相談担当職員、情報担当職員、道徳教育推進教師、学年主任、衛生主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)の他、当該いじめ事案に係る職員が行う。

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は校長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日より施行する。